



埼玉県報

第 2 6 3 7 号
平成26年10月14日
火 曜 日

目 次

条例

- [埼玉県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する等の条例のあらまし\(市町村課\)](#)
- [埼玉県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する等の条例\(市町村課\)](#)
- [埼玉県税条例の一部を改正する条例のあらまし\(税務課\)](#)
- [埼玉県税条例の一部を改正する条例\(税務課\)](#)
- [執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例のあらまし\(少子政策課\)](#)
- [執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例\(少子政策課\)](#)
- [埼玉県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例のあらまし\(少子政策課\)](#)
- [埼玉県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例\(少子政策課\)](#)
- [埼玉県衛生試験等手数料条例の一部を改正する条例のあらまし\(保健医療政策課\)](#)
- [埼玉県衛生試験等手数料条例の一部を改正する条例\(保健医療政策課\)](#)
- [埼玉県手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例のあらまし\(薬務課\)](#)
- [埼玉県手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例\(薬務課\)](#)
- [知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例のあらまし\(薬務課\)](#)
- [知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例\(薬務課\)](#)
- [埼玉県屋外広告物条例の一部を改正する条例のあらまし\(田園都市づくり課\)](#)
- [埼玉県屋外広告物条例の一部を改正する条例\(田園都市づくり課\)](#)

規則

- [埼玉県認定こども園の認定の要件に関する条例施行規則の一部を改正する規則\(少子政策課\)](#)

告示

- [宮毛田土地改良区の新規土地改良事業施行及び定款変更認可申請の適否決定並びに新規土地改良事業\(維持管理事業\)計画書及び変更後の定款の写しの縦覧\(農村整備課\)](#)
- [土砂災害警戒区域等の指定\(河川砂防課\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(熊谷建築安全センター\)](#)

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する等の条例（埼玉県条例第四十五号）（市町村課）

一 趣旨

平成二十二年国勢調査の結果及び県内の市町村合併の状況等に基づき、平成二十七年に行われる予定の一般選挙に向けて、埼玉県議会議員の定数、選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数等の改正等をしようとするものである。

二 内容

(一) 埼玉県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部改正（第一条）

ア 議員の定数の改正

（改正前）九十四人

（改正後）九十三人

イ 別表の改正

（例）選挙区の名称の改正

（改正前）南第一区

（改正後）南第一区 草加市

（例）選挙区の区域の改正

（改正前）鴻巣市（衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区の埼玉県第六区に属する区域に限る。）

（改正後）鴻巣市

（例）選挙すべき議員の数の改正

（改正前）二人（南第十二区）

（改正後）一人（南第十二区 さいたま市岩槻区）

ウ 公職選挙法の一部改正に伴う改正

(二) 市町村の合併に伴う埼玉県議会議員の選挙区の特例に関する条例の廃止（第二条）

三 附則

(一) 施行期日

ア 二(一) 平成二十七年三月一日

イ 二(二) 平成二十三年四月十日に行われた一般選挙により選挙された埼玉県議会議員の任期が終わる日の翌日

(二) 適用区分

二(一)による改正後の埼玉県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後初めてその期日を告示される埼玉県議会議員の一般選挙から適用し、当該一般選挙の告示の日の前日までにその期日を告示される選挙については、なお従前の例による。

条 例

埼玉県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する等の条例をここに公布する。

平成二十六年十月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第四十五号

埼玉県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する等の条例

(埼玉県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部改正)

第一条 埼玉県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例(昭和五十三年埼玉県条例第六十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「九十四人」を「九十三人」に改める。

第二条中「第十五条第二項、第四項前段、第五項及び第八項」を「第十五条第一項、第八項及び第九項並びに公職選挙法の一部を改正する法律(平成二十五年法律第九十三号)附則第三条」に改める。

別表を次のように改める。

別表(第二条関係)

選挙区		議員の数
名称	区域	
南第一区 草加市	草加市	三人
南第二区 川口市	川口市	七人
南第三区 さいたま市西区	さいたま市西区	一人
南第四区 さいたま市北区	さいたま市北区	二人
南第五区 さいたま市大宮区	さいたま市大宮区	一人
南第六区 さいたま市見沼区	さいたま市見沼区	二人
南第七区 さいたま市中央区	さいたま市中央区	一人
南第八区 さいたま市桜区	さいたま市桜区	一人
南第九区 さいたま市浦和区	さいたま市浦和区	二人
南第十区 さいたま市南区	さいたま市南区	二人
南第十一区 さいたま市緑区	さいたま市緑区	一人
南第十二区 さいたま市岩槻区	さいたま市岩槻区	一人

北第一区 秩父市	西第十三区 滑川町・嵐山町・小川町 ・ときがわ町	西第十二区 東松山市・川島町・吉見町	西第十一区 鶴ヶ島市	西第十区 坂戸市	西第九区 毛呂山町・越生町・鳩山町	西第八区 日高市	西第七区 川越市	西第六区 富士見市	西第五区 ふじみ野市・三芳町	西第四区 狭山市	西第三区 飯能市	西第二区 入間市	西第一区 所沢市	南第二十二区 和光市	南第二十一区 朝霞市	南第二十区 戸田市	南第十九区 蕨市	南第十八区 新座市	南第十七区 志木市	南第十六区 鴻巣市	南第十五区 北本市	南第十四区 桶川市	南第十三区 上尾市・伊奈町
秩父市	比企郡滑川町 比企郡嵐山町 比企郡小川町 比企郡ときがわ町	比企郡吉見町 比企郡川島町 東松山市	鶴ヶ島市	坂戸市	入間郡鳩山町 入間郡越生町 入間郡毛呂山町	日高市	川越市	富士見市	入間郡三芳町 ふじみ野市	狭山市	飯能市	入間市	所沢市	和光市	朝霞市	戸田市	蕨市	新座市	志木市	鴻巣市	北本市	桶川市	上尾市 北足立郡伊奈町
秩父郡横瀬町	秩父市	秩父市	秩父市	秩父市	秩父市	秩父市	秩父市	秩父市	秩父市	秩父市	秩父市	秩父市	秩父市	秩父市	秩父市	秩父市	秩父市	秩父市	秩父市	秩父市	秩父市	秩父市	秩父市
一人	一人	二人	一人	一人	一人	一人	四人	一人	二人	二人	一人	二人	四人	一人	二人	二人	一人	二人	一人	二人	一人	一人	三人

北第二区 横瀬町・皆野町・長瀨町・ 小鹿野町・東秩父村	秩父郡皆野町 秩父郡長瀨町 秩父郡小鹿野町 秩父郡東秩父村	一人
北第三区 本庄市・神川町・上里町	本庄市 児玉郡神川町 児玉郡上里町	二人
北第四区 深谷市・美里町・寄居町	深谷市 児玉郡美里町 大里郡寄居町	三人
北第五区 熊谷市	熊谷市	三人
東第一区 行田市	行田市	一人
東第二区 羽生市	羽生市	一人
東第三区 加須市	加須市	二人
東第四区 久喜市	久喜市	二人
東第五区 蓮田市	蓮田市	一人
東第六区 白岡市・宮代町	白岡市 南埼玉郡宮代町	一人
東第七区 春日部市	春日部市	三人
東第八区 越谷市	越谷市	四人
東第九区 八潮市	八潮市	一人
東第十区 三郷市	三郷市	二人
東第十一区 幸手市・杉戸町	幸手市 北葛飾郡杉戸町	一人
東第十二区 吉川市・松伏町	吉川市 北葛飾郡松伏町	一人

(市町村の合併に伴う埼玉県議会議員の選挙区の特例に関する条例の廃止)

第二条 市町村の合併に伴う埼玉県議会議員の選挙区の特例に関する条例(平成二十一年埼玉県条例第五十二号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十七年三月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十三年四月十日に行われた一般選挙により選挙された埼玉県議会議員の任期が終わる日の翌日から施行する。

(適用区分)

2 第一条の規定による改正後の埼玉県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後初めてその期日を告示される埼玉県議会議員の一般選挙から適用し、当該一般選挙の告示の日の前日までにその期日を告示される選挙については、なお従前の例による。

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県税条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第四十六号）（税務課）

一 趣旨

地方税法等の一部改正に伴い、法人県民税の納税義務者にマンション敷地売却組合を加える等を行う。

二 内容

(一) 法人県民税

法人県民税の納税義務者である公益法人等にマンション敷地売却組合を加える。

(二) その他

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の題名改正に伴い、規定の整備を行う。

三 施行期日

二(一)については、平成二十六年十二月二十四日

二(二)については、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行の日

条 例

埼玉県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年十月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第四十六号

埼玉県税条例の一部を改正する条例

埼玉県税条例（昭和二十五年埼玉県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第五項中「マンション建替組合」の下に「及びマンション敷地売却組合」を加える。

第九十六条第二項第一号及び附則第二十五条第一号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、平成二十六年十二月二十四日から施行する。ただし、第九十六条第二項第一号及び附則第二十五条第一号の改正規定は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十六号）の施行の日から施行する。

本号で公布された条例のあらまし

執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例(埼玉県条例第四十七号)

(少子政策課)

一 趣旨

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、埼玉県児童福祉審議会を、同法に定める幼保連携型認定こども園に関する事項を調査審議する機関とするための改正

二 内容

埼玉県児童福祉審議会の職務として、幼保連携型認定こども園に関する事項を調査審議することを定める。

三 施行期日

公布の日

条 例

執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年十月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第四十七号

執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例

執行機関の附属機関に関する条例（昭和二十八年埼玉県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

別表第三中「子ども・子育て支援法」を「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）の定めるところにより、幼保連携型認定こども園に関する事項を調査審議し、及び子ども・子育て支援法」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第四十八号）（少子政策課）

一 趣旨

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める等するための改正

二 内容

(一) 題名の改正

- (現行) 埼玉県認定こども園の認定の要件に関する条例
- (改正後) 埼玉県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準等を定める条例

(二) 幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を規定

ア 埼玉県の独自基準

(ア) 一学級の園児数

国基準	満三歳以上 三十五人以下	県基準	満三歳 二十人以下 満四歳以上 三十五人以下
-----	-----------------	-----	---------------------------------

学級担任を二人以上置く場合は、三十五人以下とすることができる。

- (イ) 調乳室（満一歳未満）及び沐浴室（満二歳未満）の必置
- (ウ) 乳児室（満二歳未満）の一人当たりの面積

国基準	一・六五平方メートル以上	県基準	三・三平方メートル以上
-----	--------------	-----	-------------

(イ) 非常災害対策の実施

イ 国の基準ごおりの基準

- (例) 職員の数、園舎及び園庭の面積等

三 施行期日

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日

条 例

埼玉県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年十月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第四十八号

埼玉県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県認定こども園の認定の要件に関する条例（平成十八年埼玉県条例第六十七号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

埼玉県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準等を定める条例

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章 総則（第一条）

第二章 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に関する認定の要件（第二条）

第三章 幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準（第三条 第十五条）

附則

第一章 総則

第一条中「、認定こども園の認定の要件」を「幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に関する認定の要件を定めるとともに、法第十三条第一項の規定に基づき幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第二章 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に関する認定の要件
第二条の次に次の章名及び十三条を加える。

第三章 幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準

（定義）

第三条 この章において使用する用語は、特別の定めがある場合を除き、法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令（平成二十六年政令第二百三号）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成二十六年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第二号）及び幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に

関する基準（平成二十六年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第一号。以下この章において「省令」という。）において使用する用語の例による。

（設備運営基準の目的）

第四条 この条例で定める基準（次条において「設備運営基準」という。）は、知事の監督に属する幼保連携型認定こども園の園児が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な養成又は訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

（設備運営基準の向上）

第五条 知事は、埼玉県児童福祉審議会の意見を聴き、その監督に属する幼保連携型認定こども園に対し、設備運営基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 県は、設備運営基準を常に向上させるように努めるものとする。

（非常災害対策）

第六条 幼保連携型認定こども園においては、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月一回は、これを行わなければならない。

3 幼保連携型認定こども園は、園児の特性に応じ、食糧その他の非常災害時ににおいて必要となる物資の備蓄に努めなければならない。

（学級の編制の基準）

第七条 幼保連携型認定こども園の学級の編制の基準は、省令第四条（第二項を除く。）に規定する基準の例によることとする。

2 一学級の園児数は、満三歳以上満四歳未満の園児にあつては二十人以下、満四歳以上の園児にあつては三十五人以下とする。

3 前項の規定にかかわらず、満三歳以上満四歳未満の園児の学級について、学級を担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭を二人以上置く場合には、一学級の園児数を三十五人以下とすることができる。

（職員の数等）

第八条 幼保連携型認定こども園の職員の数等に係る基準は、省令第五条に規定する基準の例によることとする。

（園舎及び園庭）

第九条 幼保連携型認定こども園の園舎及び園庭に係る基準は、省令第六条に規定する基準の例によることとする。

(園舎に備えるべき設備)

第十条 園舎には、次に掲げる設備を備えなければならない。ただし、特別の事情があるときは、保育室と遊戯室及び職員室と保健室とは、それぞれ兼用することができる。

一 職員室
二 乳児室又はほふく室(満二歳未満の保育を必要とする子どもを入園させる場合に限る。)

三 保育室

四 遊戯室

五 保健室

六 調理室

七 調乳室(満一歳未満の保育を必要とする子どもを入園させる場合に限る。)

八 沐浴室(満二歳未満の保育を必要とする子どもを入園させる場合に限る。)

九 便所

十 飲料水用設備、手洗用設備及び足洗用設備

2 乳児室の面積は、三・三平方メートルに満二歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積以上とする。

3 前二項に規定するもののほか、幼保連携型認定こども園の園舎に備えるべき設備に係る基準については、省令第七条に規定する基準の例によることとする。

(園具及び教具)

第十一条 幼保連携型認定こども園には、学級数及び園児数に応じ、教育上及び保育上、保健衛生上並びに安全上必要な種類及び数の園具及び教具を備えなければならない。

2 前項の園具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。

(教育及び保育を行う期間及び時間)

第十二条 幼保連携型認定こども園の教育及び保育を行う期間及び時間に係る基準は、省令第九条に規定する基準の例によることとする。

(子育て支援事業の内容)

第十三条 幼保連携型認定こども園における保護者に対する子育ての支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援することを旨として、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て支援事業のうち、その所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うものとする。そ

の際、地域の人材や社会資源の活用を図るよう努めるものとする。

(揭示)

第十四条 幼保連携型認定こども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が幼保連携型認定こども園である旨を揭示しなければならない。

(他法令の準用に係る基準)

第十五条 第六条から前条までに定めるもののほか、幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準は、省令第十二条から第十四条までに規定する基準の例によることとする。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の二項を加える。

(経過措置)

2 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(以下この項及び次項において「基準省令」という。)の本則に規定する条例を定めるに当たつての基準であつて、基準省令の制定又は改正に伴う経過措置(条例を定めるに当たつての基準とされるものを含む。以下この項において「基準省令経過措置」という。)の適用を受けるもの(以下この項において「特例基準」という。)に基づき、この条例に定めるべき基準として特例基準と同一の内容を本則に規定した場合における必要な経過措置は、基準省令経過措置の例による。

3 埼玉県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例(平成二十六年埼玉県条例第四十八号)の施行の日以後、法及び基準省令その他の法に基づく命令(以下この項において「基準省令等」という。)の規定に従い、条例で定めることとされた基準であつて、この条例に定めのないものが生じたときは、この条例に所要の改正が行われるまでの間は、基準省令等に規定する基準の例による。

別表第一号イ中「認定こども園には」を「幼保連携型認定こども園以外の認定こども園(以下この表において「認定こども園」という。)には」に改め、同表第四号イ中「保育所等」を「保育機能施設」に改める。

附 則

この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十六号)の施行の日から施行する。

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県衛生試験等手数料条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第四十九号）（保健医療政策課）

- 一 趣旨
薬事法の一部改正に伴い、規定の整備をする。
- 二 内容
引用する法律名の改正

改正後	現行	
律 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法	薬事法	法律名

三 施行期日

平成二十六年十一月二十五日

条 例

埼玉県衛生試験等手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年十月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第四十九号

埼玉県衛生試験等手数料条例の一部を改正する条例

埼玉県衛生試験等手数料条例（昭和二十三年埼玉県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第七号イ中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、平成二十六年十一月二十五日から施行する。

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第五十号）（薬務課）

一 趣旨

薬事法等の一部改正に伴い、医療機器製造業の登録申請手数料等の額を定め、証紙による収入の方法により徴収することとし、及び規定の整備をするための改正

二 内容

(一) 埼玉県手数料条例の一部改正

ア 手数料の新設

(例) 医療機器製造業の登録申請手数料 三万八千三百円

イ 手数料の改定

(例) 一般医薬品の製造管理・品質管理の適合性調査

(現行) 三万三千八百円 (改正後) 五万百円

ウ 規定の整備

(二) 埼玉県証紙条例の一部改正

(一) の手数料は証紙による収入の方法により徴収（再生医療等製品販売業の許可等に係るものは除く）

三 施行期日

平成二十六年十一月二十五日

条 例

埼玉県手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年十月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第五十号

埼玉県手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例

(埼玉県手数料条例の一部改正)

第一条 埼玉県手数料条例(平成十二年埼玉県条例第九号)の一部を次のように改正する。

別表(保健医療部の項第五百十号及び第五百十一号を除く。)中「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に改める。

別表保健医療部の項第三百三十六号から第三百三十八号までの規定中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め、同項第三百二十九号中「薬事法第二十四条第二項」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十四条第二項」に改め、同項第四百十号から第四百四十七号までの規定中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め、同項第四百四十八号中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に、「賃貸業の許可の」を「貸与業の許可の」に、「高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の許可申請手数料」を「高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可申請手数料」に、「二万九千円」を「三万五千七百円」に改め、同項第四百九号中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に、「賃貸業の許可の」を「貸与業の許可の」に、「高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の許可更新申請手数料」を「高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可更新申請手数料」に改め、同項第四百八十一号を第四百八十五号とし、第四百六十五号から第四百八十号までを四号ずつ繰り下げ、同項第四百六十四号中「基づく輸出用の医薬品、医薬部外品又は医療機器」を「基づく輸出用の医薬品又は医薬部外品」に、「輸出用の医薬品、医薬部外品又は医療機器の製造管理又は品質管理の方法の定期の適合性調査申請手数料」を「輸出用の医薬品又は医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の定期の適合性調査申請手数料」に改め、同号イ及びロ中「十万九千六百円」を「十五万五千六百円」に、「二千五百

円」を「三千三百円」に、「七万五千元」を「十万八千八百円」に、「ごとに千五百円」を「ごとに二千円」に、「四万四百円」を「五万七千三百円」に、「ごとに四百円」を「ごとに五百円」に改め、同号八を削り、同号を同項第六十八号とし、同項第六十三号中「基づく輸出用の医薬品、医薬部外品又は医療機器」を「基づく輸出用の医薬品又は医薬部外品」に、「輸出用の医薬品、医薬部外品又は医療機器の製造管理又は品質管理の方法の製造開始時における適合性調査申請手数料」を「輸出用の医薬品又は医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の製造開始時における適合性調査申請手数料」に改め、同号イ及び口中「五万五千四百円」を「八万三千元」に、「三万三千八百円」を「五万百円」に、「一万六千五百円」を「二万四千九百円」に改め、同号八を削り、同号を同項第六十七号とし、同項第六十二号中「第八十条第二項第七号」の下に「及び旧法第十四条」を加え、同号イ及び口中「十万九千六百円」を「十五万五千六百円」に、「二千五百円」を「三千三百円」に、「七万五千元」を「十万八千八百円」に、「ごとに千五百円」を「ごとに二千円」に、「四万四百円」を「五万七千三百円」に、「ごとに四百円」を「ごとに五百円」に改め、同号を同項第六十六号とし、同項第六十一号中「第八十条第二項第七号」の下に「及び薬事法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第八十四号）附則第六十三条第二号の規定によりなお従前の例によることとされた同法第一条の規定による改正前の薬事法（次号において「旧法」という。）第十四条」を加え、同号イ及び口中「五万五千四百円」を「八万三千元」に、「三万三千八百円」を「五万百円」に、「一万六千五百円」を「二万四千九百円」に改め、同号を同項第六十五号とし、同項第六十号中「基づく医薬品、医薬部外品又は医療機器」を「基づく医薬品又は医薬部外品」に、「医薬品、医薬部外品又は医療機器の製造販売の承認事項の一部変更承認申請手数料」を「医薬品又は医薬部外品の製造販売の承認事項の一部変更承認申請手数料」に改め、同号八を削り、同号を同項第六十四号とし、同項第五十九号中「基づく医薬品、医薬部外品又は医療機器」を「基づく医薬品又は医薬部外品」に、「医薬品、医薬部外品又は医療機器の製造販売の承認申請手数料」を「医薬品又は医薬部外品の製造販売の承認申請手数料」に改め、同号八を削り、同号を同項第六十三号とし、同項第五十八号中「第八十条第二項第三号」の下に「及び第三項第四号」を加え、「基づく医薬品、医薬部外品、化粧品若しくは医療機器」を「基づく医薬品、医薬部外品若しくは化粧品」に、「医薬品、医薬部外品、化粧品若しくは医療機器の製造業の許可区分又は医療機器の修理業の修理区分の変更又は追加の許可申請手数料」を「医薬品、医薬部外品若しくは化粧品の製造業の許可区分又は医療機器の修理業の修理区分の変更又は追加の許可申請

手数料」に改め、同号イ中「（体外診断用医薬品を除く。）」を削り、同号中口を削り、ハを口とし、ニをハとし、ホを削り、ヘをニとし、同号を同項第百六十号とし、同号の次に次の二号を加える。

百六十一 医薬品、 医療機器等の品 質、有効性及び 安全性の確保等 に関する法律施 行令第八十条第 三項第三号の規 定に基づく医療 機器又は体外診 断用医薬品の製 造業の登録の申 請に対する審査	医療機器 又は体外 診断用医 薬品の製 造業の登 録申請手 数料	イ 医療機器の製造に係る登録 三万八千三百円 ロ 体外診断用医薬品の製造に係る登録 三万八千三百円
百六十二 医薬品、 医療機器等の品 質、有効性及び 安全性の確保等 に関する法律施 行令第八十条第 三項第三号の規 定に基づく医療 機器又は体外診 断用医薬品の製 造業の登録の更 新の申請に対す る審査	医療機器 又は体外 診断用医 薬品の製 造業の登 録更新申 請手数料	イ 医療機器の製造に係る登録の更新 二万八千円 ロ 体外診断用医薬品の製造に係る登録の 更新 二万八千円

別表保健医療部の項第百五十七号中「及び第二項第三号」を、「第二項第三号及び第三項第四号」に、「基づく医薬品、医薬部外品、化粧品若しくは医療機器」を「基づく医薬品、医薬部外品若しくは化粧品」に、「医薬品、医薬部外品、化粧品若しくは医療機器の製造業又は医療機器の修理業の許可更新申請手数料」を「医薬品、医薬部外品若しくは化粧品の製造業又は医療機器の修理業の許可更新

申請手数料」に改め、同号イ中「（体外診断用医薬品を除く。）」を削り、「ハ」を「ロ」に改め、同号中ロを削り、ハをロとし、二を八とし、ホをニとし、へを削り、トをホとし、同号を同項第百五十九号とし、同項第百五十六号中「及び第二項第三号」を「、第二項第三号及び第三項第四号」に、「基づく医薬品、医薬部外品、化粧品若しくは医療機器」を「基づく医薬品、医薬部外品若しくは化粧品」に、「医薬品、医薬部外品、化粧品若しくは医療機器の製造業又は医療機器の修理業の許可申請手数料」を「医薬品、医薬部外品若しくは化粧品の製造業又は医療機器の修理業の許可申請手数料」に改め、同号イ中「（体外診断用医薬品を除く。）」を削り、「ハ」を「ロ」に改め、同号中ロを削り、ハをロとし、二を八とし、ホをニとし、へを削り、トをホとし、同項第百五十八号とし、同項第百五十五号中「及び第二項第一号」を「、第二項第一号、第三項第一号及び第四項第一号」に、「又は医療機器の製造販売業の許可の」を「、医療機器、体外診断用医薬品又は再生医療等製品の製造販売業の許可の」に、「医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造販売業の許可更新申請手数料」を「医薬品、化粧品、化粧品の製造販売業の許可更新申請手数料」に改め、同号に次のように加える。

リ	体外診断用医薬品製造販売業許可の更新	十万七百元
又	再生医療等製品製造販売業許可の更新	十一万八千円

別表保健医療部の項中第百五十五号を第百五十七号とし、同項第百五十四号中「及び第二項第一号」を「、第二項第一号、第三項第一号及び第四項第一号」に、「又は医療機器の製造販売業の許可の」を「、医療機器、体外診断用医薬品又は再生医療等製品の製造販売業の許可の」に、「医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造販売業の許可申請手数料」を「医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器、体外診断用医薬品又は再生医療等製品の製造販売業の許可申請手数料」に改め、同号に次のように加える。

リ	体外診断用医薬品製造販売業許可	十三万五千三百円
又	再生医療等製品製造販売業許可	十五万二千六百円

別表保健医療部の項中第百五十四号を第百五十六号とし、同項第百五十三号中「又は同条第二項第一号」を「、同条第二項第一号」に、「、化粧品若しくは医療機器の製造販売業」を「若しくは化粧品の製造販売業」に、「、化粧品若しくは医療機器の製造業の許可証又は」を「若しくは化粧品の製造業の許可証、同条第三項第一号の規定に基づく医療機器若しくは体外診断用医薬品の製造販売業の

許可証、同項第三号の規定に基づく医療機器若しくは体外診断用医薬品の製造業の登録証、同項第四号の規定に基づく「の修理業の許可証」の下に「又は同条第四項第一号の規定に基づく再生医療等製品の製造販売業の許可証」を加え、「医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造販売業、製造業又は修理業の許可証の再交付手数料」を「医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器、体外診断用医薬品若しくは再生医療等製品の製造販売業の許可証、医薬品、医薬部外品若しくは化粧品品の製造業の許可証又は医療機器修理業の許可証の再交付手数料」に改め、同号を同項第一百五十五号とし、同項第一百五十二号中「又は同条第二項第一号」を「、同条第二項第一号」に、「化粧品若しくは医療機器の製造販売業」を「若しくは化粧品品の製造販売業」に、「化粧品若しくは医療機器の製造業の許可証又は」を「若しくは化粧品品の製造業の許可証、同条第三項第一号の規定に基づく医療機器若しくは体外診断用医薬品の製造販売業の許可証、同項第三号の規定に基づく医療機器若しくは体外診断用医薬品の製造業の登録証、同項第四号の規定に基づく」に改め、「の修理業の許可証」の下に「又は同条第四項第一号の規定に基づく再生医療等製品の製造販売業の許可証」を加え、「医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造販売業、製造業又は修理業の許可証の再交付手数料」を「医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器、体外診断用医薬品若しくは再生医療等製品の製造販売業の許可証、医薬品、医薬部外品若しくは化粧品品の製造業の許可証、医療機器若しくは体外診断用医薬品の製造業の登録証又は医療機器修理業の許可証の書換え交付手数料」に改め、同号を同項第一百五十四号とし、同項第一百五十一号中「薬事法施行令第四十六条第二項」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第一条の六第二項」に改め、「の許可証、」の下に「同令第四十六条第二項の規定に基づく」を加え、「許可証若しくは」を「許可証、」に、「賃貸業の許可証」を「貸与業の許可証、再生医療等製品の販売業の許可証」に、「薬局開設許可証、医薬品販売業許可証、高度管理医療機器等販売業若しくは賃貸業許可証又は医薬品の販売先等変更許可証の再交付手数料」を「薬局開設許可証、医薬品販売業許可証、高度管理医療機器等販売業若しくは貸与業許可証、再生医療等製品販売業許可証又は医薬品の販売先等変更許可証の再交付手数料」に改め、同号を同項第一百五十三号とし、同項第一百五十号中「薬事法施行令（昭和三十六年政令第十一号）第四十五条第二項」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和三十六年政令第十一号）第一条の五第二項」に改め、「の許可証、」の下に「同令第四十五条第二項の規定に基づく」を加え、「許可証若しくは」を「許可証、」に、「賃

貸業の許可証」を「貸与業の許可証、再生医療等製品の販売業の許可証」に、「薬局開設許可証、医薬品販売業許可証、高度管理医療機器等販売業若しくは賃貸業許可証又は医薬品の販売先等変更許可証の書換え交付手数料」を「薬局開設許可証、医薬品販売業許可証、高度管理医療機器等販売業若しくは貸与業許可証、再生医療等製品販売業許可証又は医薬品の販売先等変更許可証の書換え交付手数料」に改め、同号を同項第百五十二号とし、同項第百四十九号の次に次の二号を加える。

<p>百五十 医薬品、 医療機器等の品 質、有効性及び 安全性の確保等 に関する法律第 四十条の五第一 項の規定に基づ く再生医療等製 品の販売業の許 可の申請に対す る審査</p>	<p>再生医療 等製品の 販売業の 許可申請 手数料</p>	<p>三万五千七百円</p>
<p>百五十一 医薬品、 医療機器等の品 質、有効性及び 安全性の確保等 に関する法律第 四十条の五第四 項の規定に基づ く再生医療等製 品の販売業の許 可の更新の申請 に対する審査</p>	<p>再生医療 等製品の 販売業の 許可更新 申請手数 料</p>	<p>一万四千百円</p>

(埼玉県証紙条例の一部改正)

第二条 埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）の一部を次のように改正する。

別表埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）の項第百五十号中「医

薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造販売業の許可申請手数料」を「医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器、体外診断用医薬品又は再生医療等製品の製造販売業の許可申請手数料」に改め、同項第百五十一号中「医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造販売業の許可更新申請手数料」を「医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器、体外診断用医薬品又は再生医療等製品の製造販売業の許可更新申請手数料」に改め、同項第百五十二号中「医薬品、医薬部外品、化粧品若しくは医療機器の製造業又は医療機器の修理業の許可申請手数料」を「医薬品、医薬部外品若しくは化粧品若しくは医療機器の製造業又は医療機器の修理業の許可申請手数料」に改め、同項第百五十三号中「医薬品、医薬部外品、化粧品若しくは医療機器の製造業又は医療機器の修理業の許可更新申請手数料」を「医薬品、医薬部外品若しくは化粧品若しくは医療機器の製造業又は医療機器の修理業の許可更新申請手数料」に改め、同項第百五十四号を次のように改める。

百五十四 医薬品、医薬部外品若しくは化粧品の製造業の許可区分又は医療機器の修理業の修理区分の変更又は追加の許可申請手数料

別表埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）の項第百五十九号及び第百六十号を削り、同項中第百五十八号を第百六十号とし、第百五十七号を第百五十九号とし、同項第百五十六号中「医薬品、医薬部外品又は医療機器の製造販売の承認事項の一部変更承認申請手数料」を「医薬品又は医薬部外品の製造販売の承認事項の一部変更承認申請手数料」に改め、同号を同項第百五十八号とし、同項第百五十五号中「医薬品、医薬部外品又は医療機器の製造販売の承認申請手数料」を「医薬品又は医薬部外品の製造販売の承認申請手数料」に改め、同号を同項第百五十七号とし、同項第百五十四号の次に次の二号を加える。

百五十五 医療機器又は体外診断用医薬品の製造業の登録申請手数料

百五十六 医療機器又は体外診断用医薬品の製造業の登録更新申請手数料

別表埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）の項中第百六十四号を第百六十六号とし、第百六十二号から第百六十三号までを二号ずつ繰り下げ、第百六十一号を第百六十三号とし、同号の前に次の二号を加える。

百六十一 輸出用の医薬品又は医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の製造開始時における適合性調査申請手数料

百六十二 輸出用の医薬品又は医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の定期の適合性調査申請手数料

附 則

この条例は、平成二十六年十一月二十五日から施行する。

本号で公布された条例のあらまし

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県
条例第五十一号）（薬務課）

一 趣旨

薬事法等の一部を改正する法律が施行されることに伴い、新たに規定された知事の権限に属する事務の一部をさいたま市及び川越市が処理することとし、並びに規定の整備をするための改正

二 内容

(一) 薬事法等の一部改正に伴い新たに規定された、再生医療等製品に係る事務を
さいたま市及び川越市に移譲

(二) 規定の整備

三 施行期日

平成二十七年一月一日

ただし、二(二)については平成二十六年十一月二十五日

条 例

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年十月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第五十一号

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

第一条 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成十一年埼玉県条例第六十一号）の一部を次のように改正する。

- 別表第四十六項第一号事務の欄中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（）」に、「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に改め、同欄2中「及び第三十九条第一項」を、「第三十九条第一項及び第三十九条の第二項ただし書」に改め、同欄3中「第三十八条」を「第三十八条第一項」に改め、「卸売販売業又は」を削り、同欄14を削り、同欄13中「賃貸業者」を「貸与業者」に改め、同欄13を同欄14とし、同欄12中「賃貸業者」を「貸与業者」に改め、同欄12を同欄13とし、同欄11を削り、同欄10中「第七十二条の四」の下に「及び第七十三条」を加え、「賃貸業者」を「貸与業者」に改め、同欄10を同欄12とし、同欄9中「賃貸業者」を「貸与業者」に改め、同欄9を同欄11とし、同欄8を同欄10とし、7を9とし、同欄6中「賃貸業者」を「貸与業者」に改め、同欄6を同欄8とし、同欄5中「第六十八条の十」を「第六十八条の二十三」に、「賃貸業者、特定医療関係者」を「貸与業者、特定生物由来製品取扱医療関係者」に改め、同欄5を同欄7とし、同欄4中「第十条」を「第十条第一項」に改め、同欄4を同欄5とし、その次に次のように加える。
- 6 法第六十八条の六の規定による指導及び助言（特定医療機器の販売業者若しくは貸与業者又は特定医療機器を取り扱う医師その他の医療関係者に係るものに限る。）

別表第四十六項第一号事務の欄3の次に次のように加える。

- 4 法第三十八条第二項において準用する法第十条第一項の規定による届出の受理（卸売販売業に係るものに限る。）

別表第四十六項第一号事務の欄16から18までの規定中「賃貸業」を「貸与業」に改め、同項第三号事務の欄中「薬事法施行規則」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則」に改める。

第二条 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第四十六項第一号事務の欄2中「及び第三十九条の二第二項ただし書」を「、第三十九条の二第二項ただし書、第四十条の五第一項及び第四十条の六第二項ただし書」に改め、同欄5中「第四十条第一項及び第二項」の下に「並びに第四十条の七」を加え、同欄18中「又は高度管理医療機器等」を「、高度管理医療機器等」に改め、「貸与業」の下に「又は再生医療等製品の販売業」を加え、同欄18を同欄19とし、同欄17中「又は高度管理医療機器等」を「、高度管理医療機器等」に改め、「貸与業」の下に「又は再生医療等製品の販売業」を加え、同欄17を同欄18とし、同欄16中「又は高度管理医療機器等」を「、高度管理医療機器等」に改め、「貸与業」の下に「又は再生医療等製品の販売業」を加え、同欄16を同欄17とし、同欄15を同欄16とし、同欄14中「又は高度管理医療機器等」を「、高度管理医療機器等」に改め、「貸与業者」の下に「又は再生医療等製品の販売業者」を加え、同欄14を同欄15とし、同欄13中「又は高度管理医療機器等」を「、高度管理医療機器等」に改め、「貸与業者」の下に「又は再生医療等製品の販売業者」を加え、同欄13を同欄14とし、同欄12中「又は高度管理医療機器等」を「、高度管理医療機器等」に改め、「貸与業者」の下に「又は再生医療等製品の販売業者」を加え、同欄12を同欄13とし、同欄11中「又は高度管理医療機器等」を「、高度管理医療機器等」に改め、「貸与業者」の下に「又は再生医療等製品の販売業者」を加え、同欄11を同欄12とし、同欄10中「又は医療機器」を「、医療機器又は再生医療等製品」に改め、同欄10を同欄11とし、同欄9を同欄10とし、同欄8中「又は高度管理医療機器等」を「、高度管理医療機器等」に改め、「貸与業者」の下に「又は再生医療等製品の販売業者」を加え、同欄8を同欄9とし、同欄7を8とし、6の次に次のように加える。

7 法第六十八条の八の規定による指導及び助言(再生医療等製品の販売業者、再生医療等製品取扱医療関係者又は病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の管理者に係るものに限る。)

附則

1 この条例は、平成二十七年一月一日から施行する。ただし、第一条の規定は、平成二十六年十一月二十五日から施行する。

2 この条例(第二条の規定に限る。以下同じ。)の施行の際改正後の別表第四十六項第一号の事務の欄に掲げる事務に係る法令の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に法令の規定により知事に対してされた申請その他の行為で、施行

日に同号の市町村の欄に掲げる市長が管理し及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令の適用については、当該市長のした処分その他の行為又は当該市長に対してされた申請その他の行為とみなす。

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県屋外広告物条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第五十二号）（田園都市づくり課）

一 趣旨

屋外広告物法の規定に基づく条例の制定及び改廃に関する事務の一部を、景観行政団体である春日部市が処理することとする。

二 内容

埼玉県屋外広告物条例第二十七条の二に春日部市を加える。これにより、春日部市は次の事務に係る条例を制定することができる。

- (一) 禁止地域、禁止物件の指定
- (二) 広告物の面積、色彩等に関する制限
- (三) 違反広告物に対する措置の事務手続き 等

三 施行期日

条例公布の日から一年以内において規則で定める日

条 例

埼玉県屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年十月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第五十二号

埼玉県屋外広告物条例の一部を改正する条例

埼玉県屋外広告物条例（昭和五十年埼玉県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

第二十七条の二の表中「川口市」の下に「、春日部市」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部改正）

3 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成十一年埼玉県条例第六十一号）の一部を次のように改正する。

別表第十四項第一号市町村の欄中「、春日部市」を削り、同項第二号市町村の欄中「川口市」の下に「、春日部市」を加える。

規 則

埼玉県認定こども園の認定の要件に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年十月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第七十五号

埼玉県認定こども園の認定の要件に関する条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県認定こども園の認定の要件に関する条例施行規則（平成十八年埼玉県規則第二百一十一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

埼玉県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則

第一条中「埼玉県認定こども園の認定の要件に関する条例」を「埼玉県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準等を定める条例」に改める。

第二条第一号を削り、同条第二号イ中「児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十九条第一項に規定する幼児」を「保育を必要とする子ども」に、「保育」を「教育」に改め、同号ロ中「認可外保育施設（児童福祉法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とするものをいう。以下同じ。）」を「保育機能施設」に改め、同号ロ(1)中「認可外保育施設」を「保育機能施設」に改め、「学校教育法」の下に「（昭和二十二年法律第二十六号）」を加え、同号ロ(2)中「認可外保育施設」を「保育機能施設」に改め、同条第一号とし、同条第三号中「児童福祉法第三十九条第一項に規定する幼児」を「保育を必要とする子ども」に、「当該幼児」を「当該保育を必要とする子ども」に改め、同号を同条第二号とし、同条第四号中「児童福祉法第三十九条第一項に規定する幼児」を「保育を必要とする子ども」に、「当該幼児」を「当該保育を必要とする子ども」に、「認可外保育施設（）」を「保育機能施設（）」に改め、同号を同条第三号とする。

第三条第四号を次のように改める。

四 満四歳以上の子どもおおむね三十人につき一人以上

第三条第五号を削る。

第四条第一項中「短時間利用児及び長時間利用児」を「幼稚園と同様に一日に四時間程度利用するもの及び保育所と同様に一日に八時間程度利用するもの（次条第

二号において「教育及び保育時間相当利用児」という。」に改める。

第五条第二号中「長時間利用児」を「教育及び保育時間相当利用児」に改める。

第六条第二項ただし書中「幼保連携型認定こども園、」を削り、同条第三項第二号ただし書中「幼保連携型認定こども園又は」を削り、同項第三号イただし書中「幼保連携型認定こども園、」及び「幼保連携型認定こども園又は」を削り、同号口ただし書中「、幼保連携型認定こども園」を削り、「すべて」を「全て」に改め、同項第四号本文中「認定こども園」を「幼保連携型認定こども園以外の認定こども園（以下「認定こども園」という。）」に改め、同号ただし書を次のように改める。

ただし、次のイ又は口に掲げる場合は、当該イ又は口に定める設備の設置をもつて、調理室の設置に代えることができる。

イ 知事が別に定めるところにより認定こども園の満三歳以上の子どもに対する食事の提供を当該認定こども園外で調理し、及び搬入する方法により行う

場合 調理のための加熱、保存等の機能を有する設備

ロ 幼稚園型認定こども園の子どもに対する食事の提供について、当該幼稚園型認定こども園内で調理する方法により行う子どもの数が二十人に満たない

場合 当該方法により行うために必要な調理設備

第九条第一号中「子育てする力」を「子育てを自ら実践する力」に改める。

第十条第一号中「保育に欠ける」を「保育を必要とする」に、「保育時間」を「教育及び保育の時間」に改め、同条第二号中「保育に欠ける」を「保育を必要とする」に、「保育を」を「教育及び保育を」に改める。

附 則

1 この規則は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号）の施行の日（次項において「施行日」という。）から施行する。

2 施行日の前日において現に存する幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の職員の配置については、施行日から起算して五年間は、改正後の第三条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

告 示

埼玉県告示第千三百五十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、宮毛田土地改良区からの新規土地改良事業（維持管理事業）施行及び定款変更の認可申請を平成二十六年十月三日適当と決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により当該決定に係る土地改良事業計画書及び変更後の定款の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年十月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 縦覧期間

平成二十六年十月十五日から

平成二十六年十一月十三日まで

二 縦覧場所

東松山市役所

告示

埼玉県告示第千二百五十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項及び第八条第一項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成二十六年十月十四日

埼玉県知事 上田清司

一 土砂災害警戒区域

土砂災害警戒区域の名称	土砂災害警戒区域	土砂災害の災害発生原因となる自然現象の種類
本町一丁目	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
高坂 1	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
本町一丁目 1	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
表	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
前谷中郷 1	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
前谷中郷 2	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
下組 1	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
中在家 3	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所に備	急傾斜地の崩壊

二
土砂災害特別警戒区域

区域の名称 土砂災害特別警戒	区域 土砂災害特別警戒	現象の種類 原因となる自然	う建築物の構造の 防止するために
熊井 2	平面図等を埼玉県東松 山県土整備事務所に備 え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	
高野倉 1 2	平面図等を埼玉県東松 山県土整備事務所に備 え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	
高野倉 1 1	平面図等を埼玉県東松 山県土整備事務所に備 え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	
石堂	平面図等を埼玉県東松 山県土整備事務所に備 え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	
東方 8	平面図等を埼玉県東松 山県土整備事務所に備 え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	
東方 3	平面図等を埼玉県東松 山県土整備事務所に備 え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	
東方 2	平面図等を埼玉県東松 山県土整備事務所に備 え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	
東方 1	平面図等を埼玉県東松 山県土整備事務所に備 え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	
亀ノ原	平面図等を埼玉県東松 山県土整備事務所に備 え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	
	山県土整備事務所に備 え置いて縦覧に供する。		

下組 1	前谷中郷 2	前谷中郷 1	表	本町一丁目 1	高坂 1	本町一丁目	
東松山県土整備事 平面図等を埼玉県	東松山県土整備事 務所及び滑川町役 場に備え置いて縦 覧に供する。	東松山県土整備事 務所及び滑川町役 場に備え置いて縦 覧に供する。	東松山県土整備事 務所及び滑川町役 場に備え置いて縦 覧に供する。	東松山県土整備事 務所及び東松山市 役所に備え置いて 縦覧に供する。	東松山県土整備事 務所及び東松山市 役所に備え置いて 縦覧に供する。	東松山県土整備事 務所及び東松山市 役所に備え置いて 縦覧に供する。	
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	
東松山県土整備事 平面図等を埼玉県	東松山県土整備事 務所及び滑川町役 場に備え置いて縦 覧に供する。	東松山県土整備事 務所及び滑川町役 場に備え置いて縦 覧に供する。	東松山県土整備事 務所及び滑川町役 場に備え置いて縦 覧に供する。	東松山県土整備事 務所及び東松山市 役所に備え置いて 縦覧に供する。	東松山県土整備事 務所及び東松山市 役所に備え置いて 縦覧に供する。	東松山県土整備事 務所及び東松山市 役所に備え置いて 縦覧に供する。	規制に必要な衝撃 に関する事項

	<p>中在家 3</p>		<p>事務所及び滑川町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>
	<p>中在家 4</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び滑川町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>
	<p>勝田</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所、滑川町役場及び嵐山町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>
	<p>日向 1</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び嵐山町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>
	<p>鶴巻 2</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び嵐山町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>
	<p>日向 2</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び嵐山町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>

下串引	東松山県土整備事務所及び嵐山町役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び嵐山町役場に備え置いて縦覧に供する。
社宮司	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び嵐山町役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び嵐山町役場に備え置いて縦覧に供する。
仲町 2	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び嵐山町役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び嵐山町役場に備え置いて縦覧に供する。
本田谷	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び嵐山町役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び嵐山町役場に備え置いて縦覧に供する。
吉田 1	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び嵐山町役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び嵐山町役場に備え置いて縦覧に供する。
吉田 2 1	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び嵐山町役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び嵐山町役場に備え置いて縦覧に供する。
吉田 2 2	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び嵐山町役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び嵐山町役場に備え置いて縦覧に供する。

	<p>事務所及び嵐山町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>		<p>事務所及び嵐山町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>石堂</p>	<p>平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び嵐山町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び嵐山町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>高野倉 1 1</p>	<p>平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び鳩山町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び鳩山町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>高野倉 1 2</p>	<p>平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び鳩山町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び鳩山町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>熊井 2</p>	<p>平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び鳩山町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び鳩山町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年十月十四日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 井野良明

一 許可番号

平成二十六年九月二十九日

熊建セ第〇八二六〇〇一―号

二 検査済証番号

平成二十六年十月八日

熊建セ第一九四号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県児玉郡上里町大字七本木字三軒東前千八百九十番一の一部、千九百三番三、千九百三番四、千九百四番一、千九百五番一、千九百六番一、千九百八番五、千九百九番二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都千代田区飯田橋二丁目十八番二号

ダイワロイアル株式会社 代表取締役 原田 健